

SBI 損保の 自動車保険

[個人総合自動車保険]

ご契約のしおり

◆この「ご契約のしおり」には、「SBI損保の自動車保険(個人総合自動車保険)」契約についての大切なことがらが記載されています。ご一読の上内容をご確認ください。ご**契約者**と**記名被保険者**・車両**所有者**(車両保険を付帯している場合)が異なる場合には、この書面に記載の事項を、**記名被保険者**・車両**所有者**の方にご説明ください。

この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳しくは「個人総合自動車保険普通保険約款・特約」をご参照ください。また、ご不明な点がございましたら、SBI損保サポートデスクまでお問い合わせください。

用語のご説明(五十音順)

その他用語については「個人総合自動車保険普通保険約款・特約」をご参照ください。

記名被保険者	契約自動車を主に運転する方で、保険証券等の記名被保険者欄に記載されている方をいいます。
契約者	ご契約の当事者として、保険契約の締結や保険料のお支払い等、保険契約上のさまざまな権利・義務を持たれる方で、保険証券等のご契約者欄に記載されている方をいいます。
契約自動車	保険契約により保険の対象となる自動車であって、保険証券等の「契約自動車」欄に登録番号等が記載されている自動車をいいます。
自己負担額	保険金をお支払いする場合に、お客さまに自己負担していただく金額のことです。
所有者	契約自動車を所有する方をいいます。ただし、契約自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合はその買主、契約自動車が貸借契約により貸借されている場合はその借主をいいます。
前契約	今回ご加入のご契約の保険始期日から過去13ヵ月以内に加入していた直前のご契約で、記名被保険者(注1)および契約自動車(注2)を同一とするとご契約をいいます。 (注1) 配偶者、同居の親族が記名被保険者であるご契約を含みます。 (注2) 車両入替が可能なお車へ変更された場合を含みます。
同居の親族	同居されている親族の方をいいます。「同居」とは、同一家屋内に居住していることです。「親族」とは6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。
被保険者	保険の補償の対象となる方のことをいいます。補償の種類や特約によって被保険者が異なる場合があります。
保険金	保険事故により損害または傷害が生じた場合に、保険会社が被保険者に支払うお金をいいます。
保険料	被保険者の被る危険を保険会社が負担する対価として、ご契約者が保険会社に支払うお金をいいます。
未婚の子	これまでに婚姻歴がないお子さまをいいます。 ※独身であっても婚姻歴のある方は含みません。

各種お問い合わせ先

■ご契約に関するご質問・ご連絡等

[SBI損保サポートデスク]

ご新規のお客さま
お見積り・ご契約手続き・資料請求

 **0800-8888-581**

ご契約内容の変更・訂正・解約

 **0800-8888-831**

ご継続のお手続きについて

 **0800-8888-832**

操作方法・その他お問い合わせ

 **0800-8888-834**

受付時間 9:00~18:00(12/31~1/3を除きます)

※携帯電話・PHSからもご利用になれます

■IP電話などで上記フリーコールが繋がらない場合は、恐れ入りますが右記の番号へお掛けください。 **050-3786-8310** (有料)

■事故・故障のご連絡・ロードサービス

[SBI損保安心ホットライン]

 **0800-2222-581**

受付時間 24時間365日 ※携帯電話・PHSからもご利用になれます

■IP電話などで上記フリーコールが繋がらない場合は、恐れ入りますが下記の番号へお掛けください。

050-3786-0581 (有料)

※[SBI損保安心ロードサービス]は弊社の委託する提携会社様がご提供いたします。

■弊社へのご相談・苦情

[お客様相談室]  **0800-8888-836**

受付時間 平日9:00~17:00(土日祝日および12/31~1/3を除きます)

※携帯電話・PHSからもご利用になれます

[水色の文字]の用語については、上記 **用語のご説明** をご参照ください。

契約締結前におけるご確認事項

ご契約いただける方について 以下の事項すべて当てはまる方がご契約できます。

- ・日本国内(一部地域を除きます)にお住まい
- ・お申込みの時点で満20歳以上
- ・法人ではなく、個人である
- ・ご契約者が所有・使用する自動車の総契約台数(他社契約を含み、共済契約は除く)が9台以下である

記名被保険者の選び方について 記名被保険者は以下の(1)～(3)の方に限ります。

- (1)ご契約される方 (2)ご契約される方の配偶者 (3)ご契約される方の同居の親族

ご契約いただけるお車について

弊社で新規にご契約いただけるお車は、原則として次の5種類の自動車(以下「自家用5車種」といいます。)です。

- (a)自家用普通乗用車 (b)自家用小型乗用車 (c)自家用軽四輪乗用車 (d)自家用軽四輪貨物車 (e)自家用小型貨物車

ただし、以下のいずれかに当てはまる場合にはご契約できません。

- ・違法改造車
- ・お車の型式を確認できないお車
- ・有償で貨物を運搬するお車
- ・事業のためのみに使用するお車
- ・ダンプ装置が付いたお車(自家用軽四輪貨物以外)

※その他、お車の種類や前契約の事故の発生状況などによってご契約いただけない場合や、ご契約内容を制限させていただくことがあります。
また、市場販売価格相当額が高額なお車や弊社が定める特定のお車には車両保険を付帯できません。
詳しくはSBI損保サポートデスクまでお問い合わせください。

1. 商品の仕組み

SBI損保の自動車保険(個人総合自動車保険)の基本的な補償、自動的にセットされる主な補償・特約、ご希望によりセットすることができる主な特約およびサービスは以下のとおりです。

	基本となる補償	自動的にセット	任意でセット
相手方への補償	対人賠償保険 対物賠償保険	新規運転免許取得者に対する自動補償特約(対人事故・対物事故) 被害者救済費用等補償特約	対物差額修理費用補償特約
ご自身・搭乗者の方への補償	人身傷害補償保険 搭乗者傷害保険	自損事故保険 無保険車傷害保険	人身傷害の契約自動車搭乗中のみ補償特約 ※1
お車の補償	車両保険		自動車相互間衝突危険「車両損害」補償特約 + 車両危険限定補償特約(A) ※2 車両損害に関するレンタカー費用補償特約 全損時諸費用保険金特約
上記以外の主な特約		他の自動車運転危険補償特約	ファミリーバイク特約(人身傷害あり) ファミリーバイク特約(人身傷害なし) 弁護士費用等補償特約 自転車事故補償特約 自宅・車庫等修理費用補償特約 車内外身の回り品補償特約 個人賠償責任危険補償特約
主なサービス		SBI損保 安心ロードサービス	

※1 人身傷害補償保険の補償種類で「契約自動車搭乗中のみ補償」を選択すると、本特約が付帯されます。

※2 車両保険の種類で「車対車+限定A」を選択すると、この2つの特約が付帯されます。

2. 主な補償内容・運転者の範囲等

SBI損保の自動車保険(個人総合自動車保険)の主な補償内容・特約の「**保険金**をお支払いする場合」「**保険金**をお支払いできない主な場合」は、以下に記載のとおりです。

1 主な補償内容・特約

補償項目		保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いできない主な場合
相手方への補償	対人賠償保険 	契約自動車の自動車事故により、他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負担する場合に、自賠責保険等で支払われる 保険金 を超える部分に対して 保険金 をお支払いします。	・契約自動車を運転中の方、その父母、配偶者、お子さまが死傷された場合 ・台風、洪水、高潮によって生じた損害 等
	対物賠償保険 	契約自動車の自動車事故により、他人の財物を損壊させ、法律上の損害賠償責任を負担する場合に 保険金 をお支払いします。	・契約自動車を運転中の方、その父母、配偶者、お子さまが所有・使用・管理する財物の損害 ・台風、洪水、高潮によって生じた損害 等
ご自身・搭乗者の方への補償	人身傷害補償保険 	自動車事故により、 契約自動車 に乗車中(※1)の方が死傷された場合、保険金額の範囲内でその実際の損害額に対して 保険金 をお支払いします。	・無免許運転、酒気帯び運転または麻薬等の影響で正常な運転ができない場合に、その本人について生じた損害
	搭乗者傷害保険 	契約自動車の自動車事故により、 契約自動車 に乗車中の方が死傷された場合、ご契約時に取り決めた条件(※2)に基づいて 保険金 をお支払いします。	・被保険者の重過失によって生じた損害 ・被保険者が、 契約自動車 の使用について、正当な権利を有する方の承諾を得ないで乗車中に生じた損害
	自損事故保険 	契約自動車の自動車事故で 契約自動車 に乗車中の方が死傷された場合で、自賠責保険等および人身傷害補償保険が適用されない場合に、 保険金 をお支払いします。	・被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって、その本人に生じた損害 (無保険車傷害保険の場合:上記に加え、台風、洪水、高潮によって生じた損害) 等
	無保険車傷害保険 	賠償能力が十分でない無保険車との事故により、 契約自動車 に乗車中(※1)の方が死亡または後遺障害を被った場合に 保険金 をお支払いします。	
お車の補償	車両保険 	契約自動車 が偶然な事故によって損害を被った場合に 保険金 をお支払いします。詳しくは「 7 車両保険の補償範囲と自己負担額 」をご覧ください。補償範囲が広い「一般車両」と補償範囲が一部限定された「車対車+限定A」があります。	・無免許運転、酒気帯び運転または麻薬等の影響で正常な運転ができない場合の損害 ・ご契約者、被保険者の重過失によって生じた損害 ・詐欺または横領によって生じた損害 ・ 契約自動車 に存在する欠陥、摩滅、腐し、および、その他自然の消耗 ・故障損害 ・タイヤの単独損害 等

【共通】その他**保険金**をお支払いできない主な場合

- ・戦争、武力行使、革命、内乱等の事変、暴動、地震、噴火、津波によって生じた損害、核燃料物質等によって生じた損害
- ・ご契約者または被保険者等の故意によって生じた損害
- ・**契約自動車**を競技、曲技、試験のために使用中または競技、曲技、試験を目的とする場所にて使用中に生じた損害
- ・危険物を業務で**契約自動車**に積載または牽引していたときの損害 等

(※1) 人身傷害補償保険で補償種類が「自動車事故補償」の場合または無保険車傷害保険においては、以下の(a)～(c)の方は歩行中や**契約自動車**以外の一定の条件を満たすお車に乗車中も補償の対象となります。

人身傷害補償保険で補償種類が「契約自動車搭乗中のみ補償」の場合は、**契約自動車**に乗車中のときに補償が限定されます。

(a) 記名被保険者 (b) 記名被保険者の配偶者 (c) 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族・別居の未婚の子

(※2) 搭乗者傷害保険の医療保険金は、入院または通院をした日数の合計が5日以上となった場合に10万円を、5日未満の場合には1万円を定額で支払います。

特約名	特約の概要
対物差額修理費用補償特約 	対物賠償事故における相手自動車の修理費が時価額を上回った場合、修理費と時価額の差額に過失割合を乗じた額(50万円限度)をお支払いします。
弁護士費用等補償特約 	被保険者が自動車事故によって身体や財物の被害を被り、相手方に損害賠償請求を行う場合、または、自動車事故によって被保険者に法律上の賠償責任がないにもかかわらず損害賠償請求された場合における、法律相談費用や弁護士費用等を300万円を限度にお支払いします。
ファミリーバイク特約 	記名被保険者、その配偶者、同居の親族または別居の未婚の子が原動機付自転車(借用車を含みます。)を所有・使用・管理中に生じた事故により、法律上の損害賠償責任を負担した場合や乗車中の方が死傷された場合(※)に、 保険金 をお支払いします。 (※)「人身傷害あり」をご選択の場合は人身傷害補償保険、「人身傷害なし」をご選択の場合は自損事故保険の規定を適用して補償します。
自動セット 他の自動車運転危険補償特約 	記名被保険者、その配偶者、同居の親族または別居の未婚の子が他人のお車(※)を借りて運転した場合の事故でも、お客さまからのお申し出に応じて、借りたお車の保険に優先して 契約自動車 の契約内容に従い 保険金 をお支払いします。 (※)「自家用8車種の場合」に限ります。
自転車事故補償特約 	記名被保険者、その配偶者、同居の親族または別居の未婚の子が自転車で行中または搭乗中に生じた事故により、法律上の損害賠償責任を負担した場合や乗車中の方が死傷された場合に 保険金 をお支払いします。 ※ 傷害保険金について、制動装置(ブレーキ等)を備えていない自転車を運転している間に生じた事故に対しては、 保険金 をお支払いしません。
個人賠償責任危険補償特約 	記名被保険者、その配偶者、同居の親族または別居の未婚の子が、日常生活において、他人にケガを負わせたり他人の物を壊したりした結果、法律上の損害賠償責任を負担することにより被った損害を補償します。 ※ 国内の事故が対象になります。

【水色の文字】の用語については、表紙 用語のご説明 をご参照ください。

2 示談交渉

契約自動車に賠償事故(対人・対物)が発生した場合には、弊社は事故解決のためのお手伝いをします。被保険者が被害者から損害賠償の請求を受けたときは、被保険者のお申し出があり、かつ、被害者の同意が得られれば、弊社が被害者との示談交渉を弊社の費用により行います。なお、被保険者が正当な理由なく弊社への協力を拒んだ場合または自賠責保険等が締結されていない場合等には、弊社は相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。

3 費用保険金と特別保険金

通常の保険金とは別に補償項目ごとに下表の費用保険金および特別保険金をお支払いします。

補償項目		お支払いする主な費用保険金・特別保険金等							
相 手 方 への補償	対人賠償保険		・ 弊社の同意を得て支出した折衝・示談に関する費用 ・ 損害防止のための費用 等						
	対物賠償保険		・ 弊社の同意を得て支出した折衝・示談に関する費用 ・ 損害防止のための費用 等						
ご 自 身・ 搭乗者の 方 へ の 補 償	人身傷害補償保険		損害防止のための費用 等						
	搭乗者傷害保険		<table><tr><th>保険金の種類</th><th>お支払額</th></tr><tr><td>重度後遺障害特別保険金</td><td>保険金額の10%(100万円限度)</td></tr><tr><td>重度後遺障害介護費用保険金</td><td>後遺障害保険金の50%(500万円限度)</td></tr></table>	保険金の種類	お支払額	重度後遺障害特別保険金	保険金額の10%(100万円限度)	重度後遺障害介護費用保険金	後遺障害保険金の50%(500万円限度)
			保険金の種類	お支払額					
			重度後遺障害特別保険金	保険金額の10%(100万円限度)					
	重度後遺障害介護費用保険金	後遺障害保険金の50%(500万円限度)							
自損事故保険		介護費用保険金200万円							
無保険車傷害保険		損害防止のための費用 等							
お 車 の 補 償	車両保険		損害防止のための費用 等						

4 補償の重複に関するご注意

次の保険・特約については、契約自動車以外に搭乗中の事故やご家族(※1)の事故も補償対象となるため、同様の保険契約(自動車保険以外の保険契約にセットされる特約や弊社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複する可能性がありますのでご注意ください。また、補償の重複を避けるために、1台のご契約のみにこれらの保険・特約を付帯して、残りのご契約に付帯していないときは、これらの保険・特約を付帯しているご契約を解約したり継続しなかった場合には、残りのご契約に対するこれらの保険・特約の補償もなくなりますのでご注意ください。

- ・ 人身傷害補償保険(※2) ・ ファミリーバイク特約 ・ 自転車事故補償特約 ・ 個人賠償責任危険補償特約
- ・ 弁護士費用等補償特約

(※1) ご家族とは、①記名被保険者、②記名被保険者の配偶者、③①または②の同居の親族もしくは別居の未婚の子をいいます。

(※2) 2台目以降の、ご契約者本人またはご家族が所有されているお車については、補償種類を「契約自動車搭乗中のみ補償」に設定することにより、補償範囲の重複部分をなくすることができます。

5 保険金額の設定について

お申込時にお客さまに金額をお決めいただく補償項目と、金額が固定の補償項目があります。実際にご契約いただくお客さまの保険金額につきましては、お申込時にご確認ください。

保険金額の設定についてご不明な点がございましたら、SBI損保サポートデスクまでお問い合わせください。

補償項目		保険金額の設定方法
相手方への補償	自動セット 対人賠償保険	被害者1名につき無制限となります。
	自動セット 対物賠償保険	1事故についての保険金額(500万円以上)をお決めください。 1億円を超える場合は、無制限となります。
ご自身・搭乗者の方への補償	人身傷害補償保険	お車に乗車される方の年齢、収入、扶養家族の人数等に基づいて被保険者1名について3,000万円以上で必要な保険金額をお決めください。2億円を超える場合は、無制限となります。
	搭乗者傷害保険	お車に乗車される方1名についての保険金額(500万円以上)をお決めください。
	自動セット 自損事故保険	被保険者1名につき1,500万円です。 (介護を要する重度後遺障害の場合は、被保険者1名につき2,000万円となります。)
	自動セット 無保険車傷害保険	被保険者1名につき2億円です。
お車の補償	車両保険	契約自動車と同一の用途・車種、型式、仕様、初度登録(検査)年月の自動車の市場販売価格相当額を保険金額としてお決めください。

6 自動車保険付帯サービス

SBI損保の自動車保険にご契約いただいたお車は「SBI損保安心ロードサービス」をご利用いただけます。ご利用にあたっては一定の条件があります。

※本サービスは、弊社の委託する提携会社がご提供いたします。本サービスの内容は、予告なく変更・中止することがありますので、あらかじめご了承ください。サービスの詳細は弊社ホームページに掲載しております「サービスガイド」をご確認ください。

7 車両保険の補償範囲と自己負担額

① 車両保険の補償範囲

車両保険種類には、補償範囲が広い「一般車両」と補償範囲を一部限定した「車対車+限定A」(*)の2通りがあります。
(※)「車対車+限定A」とは、「自動車相互間衝突危険「車両損害」補償特約(相手自動車確認条件付)」および「車両危険限定補償特約(A)」を付帯した車両保険をいいます。

【「一般車両」と「車対車+限定A」の補償内容】

「●」:補償されます。「×」:補償されません。

損害の種類 車両保険種類	電柱・建物等自動車以外の他物との衝突・接触やあて逃げおよび転覆・墜落による損害	他の自動車やバイクとの衝突・接触による損害	火災・爆発・盗難・台風・洪水・高潮等による損害、いたずらによる損害
一般車両	●	●	●
車対車+限定A	×	●(※)	●

(※)「相手自動車」と「その運転者または所有者」が確認できる場合にかぎりです。

② 車両保険の自己負担額

車両保険では車両自己負担額があり、所定の増額方式(*)と定額方式よりお選びいただけます。ご契約の車両自己負担額につきましては、お申込時にご確認ください。詳しくは、SBI損保サポートデスクまでお問い合わせください。

(※)増額方式とは、2回目以降の事故に適用される自己負担額が1回目の事故のものより高い金額になる方式をいいます。

8 補償される運転者の範囲

補償の対象となる運転者は、「運転者限定特約」および「家族運転者等の年齢条件に関する特約」により範囲を限定することができます。契約自動車を運転される方にあわせて補償される運転者の範囲を設定してください。

① 運転者限定特約

下表の「運転者限定の区分」のとおり運転者を限定することにより保険料を割引くことができます。ただし、【補償される運転者の範囲】に該当しない方が運転中の事故につきましては、原則として保険金をお支払いできません。

② 家族運転者等の年齢条件に関する特約

ご家族等の運転者の年齢に応じて以下の(a)～(c)の年齢条件を設定することにより保険料を割引くことができます。下表のA～Dに該当するもっとも若い運転者の年齢に応じて年齢条件を設定してください。

(a)年齢を問わず補償 (b)21歳以上補償 (c)26歳以上補償

【補償される運転者の範囲】

「●」:補償されます。「×」:補償されません。

運転される方		運転者限定の区分				
		本人限定	本人・配偶者限定	家族限定	限定なし	
A	記名被保険者	●	●	●	●	運転者の年齢条件を適用します。
B	Aの配偶者	×	●	●	●	
C	AまたはBの同居の親族	×	×	●	●	
D	A～Cの方が営む事業に従事中的使用人	×	×	×	●	
E	AまたはBの別居の未婚の子	×	×	●	●	年齢条件を設定していても、年齢を問わず補償されます。
F	A～E以外の方	×	×	×	●	

9 保険期間および補償の開始時間・終了時間

- 保険期間:1年間
- 補償の開始:保険始期日の午後4時(これと異なる時刻が申込画面等に記載されている場合はその時刻)
- 補償の終了:保険満期日の午後4時

10 保険始期日および保険料のお支払いについて

- 保険責任開始期は保険始期日となります。原則として、保険証券またはマイページの契約照会画面に表示されている時刻から保険責任開始となりますので、ご注意ください。
- 保険料は、クレジットカード払の場合は、オーソリゼーションが完了した時点でお支払いとなります。ネットバンク決済の場合は、お客さまの口座から保険料が引き落とされた時点でお支払いとなります。コンビニエンスストア払または銀行振込の場合は、後日弊社よりお送りするコンビニエンスストア払込票または振込依頼書記載のお支払期限までにお支払いください。スマートコンビニ払の場合は、受付番号(払込票番号)等をコンビニエンスストアへお持ちになり、お支払期限までにお支払いください。保険期間が始まった後であっても、保険料をお支払いいただく前に生じた事故による損害または傷害につきましては、保険金をお支払いできません。

3. 保険料の決定の仕組みとお支払方法等

1 保険料決定の仕組み

保険料は次のような要素から決定されます。お客さまが実際に契約する保険料は、申込画面等の保険料欄でご確認ください。

●等級について

ご契約者が所有・使用する自動車の総契約台数(共済契約を除く)が9台以下(ノンフリート契約)の場合は、1等級～20等級の区分により保険料が割引・割増される等級別料率制度を採用しています。

前契約の保険期間中に発生した保険金をお支払いする事故の有無および事故件数等により、新契約に適用される等級が決定されます。

前契約の等級に対して、1年間無事故またはノーカウント事故のみの場合は「1等級」上がり、3等級ダウン事故があった場合は事故件数1件につき「3等級」下がり、1等級ダウン事故があった場合は、事故件数1件につき「1等級」下がります。

●事故有係数適用期間について

ご契約者が所有・使用する自動車の総契約台数(共済契約を除く)が9台以下(ノンフリート契約)の場合は、前契約の保険期間中に発生した保険金をお支払いする事故の有無および事故件数等により、ご契約に適用される「無事故」「事故有」の区分別の割増引率および事故有係数適用期間(※)が決定されます。

(※)事故有係数適用期間とは、「事故有」の割増引率を適用する期間(新契約の始期日における残りの適用年数)をいい、6年を上限、0年を下限とします(事故有係数適用期間が0年のときには「無事故」の割増引率を適用します)。

・前契約の事故有係数適用期間から3等級ダウン事故1件につき「3年」、1等級ダウン事故1件につき「1年」を加算します。

・保険期間が1年を経過するごとに、保険金をお支払いする事故の有無にかかわらず「1年」を減算します(前契約の事故有係数適用期間が0年の場合は減算しません)。

※他の保険会社で締結している保険契約を満期日前に解約して弊社でご契約される、または前契約が1年未満のご契約である場合には、上記の取扱いと異なる場合があります。

【具体例】<20等級の前契約で、3等級ダウン事故が1件発生した場合>

	前契約	継続契約	1年後	2年後	3年後
保険期間中の事故	3等級ダウン事故(1件)	無事故	無事故	無事故	無事故
無事故係数	20等級				20等級
事故有係数		17等級	18等級	19等級	
事故有係数適用期間	0年	3年	2年	1年	0年

①初めて自動車保険をご契約される場合

・初めて自動車保険をご契約される場合は6(S)等級となり、運転者年齢条件に応じた割増引率が適用されます。また、事故有係数適用期間は0年となります。

②買い増ししたお車をご契約される場合

・既に他のお車に自動車保険をご契約されていて、2台目以降の自動車保険を新たに契約する場合で一定の適用条件(※)を満たすときは7(S)等級となり(複数所有新規契約)、運転者年齢条件に応じた割増引率が適用されます。また、事故有係数適用期間は0年となります。

(※)「一定の条件」とは下記の全てを満たす場合となります。

- ・ご契約の保険始期日において、他の自動車保険契約の等級が11等級以上
- ・記名被保険者が個人かつ、他の自動車保険契約の記名被保険者もしくはその配偶者またはその同居の親族
- ・契約自動車の所有者が個人かつ、他の自動車保険契約の記名被保険者もしくはその配偶者またはその同居の親族、あるいは他の自動車保険契約の車両所有者
- ・他の自動車保険契約のお車が下記の用途・車種
 - (a) 自家用普通乗用車 (b) 自家用小型乗用車 (c) 自家用軽四輪乗用車 (d) 自家用小型貨物車
 - (e) 自家用軽四輪貨物車 (f) 自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン以下)
 - (g) 自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン超2トン以下) (h) 特種用途自動車(キャンピング車)

③前契約がある場合

(1)前契約の満期日または解約日の翌日から7日以内を保険始期日としてご契約される場合

前契約の等級および事故有係数適用期間を継承してご契約いただきます。

なお、等級を引き継ぐことができるのは、記名被保険者が以下のいずれかの方の場合です。

- ・前契約の記名被保険者
- ・前契約の記名被保険者の配偶者
- ・前契約の記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
- ※1 前契約の当初には上記に該当していた場合でも、保険期間中に上記に該当しなくなった場合は等級を引き継ぐことはできません。
- ※2 前契約の記名被保険者が別居の親族や法人の場合は、SBI損保の自動車保険では等級を引き継ぐことができません。
- ※3 前契約が解除されている場合は7等級以上の等級を引き継ぐことができません。

(2)前契約の満期日または解約日の翌日から7日を越えた日を保険始期日としてご契約される場合

保険始期日が前契約の満期日または解約日の翌日から起算して7日を越えた日である場合や前契約が解除となった場合は、7等級以上の継承はできません。

●その他ご注意くださいこと

・保険会社を変更しても、ノンフリート等級は引き継げますが、共済の場合は、JA共済、全労済、日火連(全日本火災共済協同組合連合会)、全自共(全国自動車共済協同組合連合)以外の共済の等級はSBI損保の自動車保険では引き継ぐことができません。

※上記にかかわらず1～5等級、または事故有係数適用期間1～6年については、以下の場合に等級または事故有係数適用期間を継承することがあります。

・前契約の満期日または解約日の翌日から起算して13ヵ月以内の場合

・自動車の買替えに際し新たな自動車を取得した時点で買替え前の契約を解約していない場合

・等級を引き継ぐことができない方に記名被保険者を変更した場合で車両の譲渡の事実が客観的に確認できないとき(たとえば車検証上の所有者に変更がない場合) 等

等級別
料率制度

等級別料率制度

●事故の種類について

①ノーカウント事故…下記の保険または特約についての事故の場合は、事故件数に含めません(下記のいずれかの事故のみに複数該当する場合も同様です)。

・「人身傷害補償保険」

・「人身傷害の契約自動車搭乗中のみ補償特約」

・「搭乗者傷害保険」

・「無保険車傷害保険」

・「車両損害に関するレンタカー費用補償特約」

・「弁護士費用等補償特約」

・「ファミリーバイク特約」

・「自転車事故補償特約」

・「車内外身の回り品補償特約」

・「個人賠償責任危険補償特約」

・「被害者救済費用等補償特約」

②1等級ダウン事故…下記に該当する事故の場合、翌年の等級は事故件数1件につき「1等級」下がります。
「車両保険事故のみ」または「車両保険事故およびノーカウント事故との組み合わせのみ」で、車両保険事故が次によるもの

(ア)火災または爆発(他物※1)との衝突もしくは、接触または転覆もしくは墜落によって生じた火災または爆発を除きます。)

(イ)盗難

(ウ)騒擾※2または労働争議に伴う暴力行為または破壊行為

(エ)台風・竜巻・洪水または高潮

(オ)落書※3または窓ガラスの破損※4)

(カ)いたづら(契約自動車の運行によるものおよび契約自動車と他の自動車(原動機付自転車を含みます。))との衝突または接触によるものを除きます。)

(キ)飛来中または落下中の他物との衝突

(ク)前記(ア)～(キ)のほか、偶然な事故(契約自動車と他物との衝突もしくは接触または契約自動車の転覆もしくは墜落によるものを除きます。)

(※1)飛来中または落下中のものを除きます。

(※2)「騒擾」とは、多数の群集もしくは多数の者の集団行為またはこれに対する公権力の行為によって、数街区以上またはこれに準ずる規模にわたり平穏が害されるかまたは被害を生じる状態をいいます。

(※3)「落書」とは、契約自動車に、人為的に「書かれた」または「描かれた」文字、絵、線等で、損傷が鋼板まで達しない程度のものをいいます。

(※4)他物※1)との衝突もしくは、接触または転覆もしくは墜落によって生じた窓ガラス破損は除きます。

◎上記(※2)(※3)は概要を説明したものです。一般的には鋼板部分のへこみを伴ういたづら傷は「落書」には該当しません。また、けんかやいわゆる暴走族等による集団暴行行為は「騒擾」には該当しませんが、具体的な判定は事故ごとに行うこととなります。

③3等級ダウン事故…上記①または②に該当しない事故の場合、翌年の等級は事故件数1件につき「3等級」下がります。

●ノンフリート等級の情報交換制度について

SBI損保の自動車保険では、過去における保険事故の実績を保険料の割増引に反映させて等級を適用する等級別料率制度を採用しています。前契約等が他の損害保険会社であっても、過去における保険事故の実績による等級および事故有係数適用期間を適用します。この等級別料率制度の適切な運用を図るため、損害保険各社間では情報交換を行っております。情報交換制度によって、ご契約後に前契約等情報の確認を行います。万一、ご申告いただいた前契約等情報に誤りがあることが判明した場合は、保険始期からご契約内容を訂正していただけます。訂正にあたり保険料の返還もしくは追加のお支払い、必要に応じて車検証コピーや免許証コピー等の確認資料をご提出いただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

追加保険料のお支払い等、お手続きに応じていただけない場合には、ご契約を解除させていただくことがあります。

なおご契約後、早くとも約1週間～1ヵ月経過以降のご確認となります。

記名被保険者年齢別料率

運転者年齢条件が「26歳以上補償」の条件でご契約された場合は、保険始期日の記名被保険者年齢に基づき料率区分を適用します。

地域別料率

記名被保険者のお住まいの地域に基づき料率を適用します。

北海道

北海道

東北

青森県・岩手県・秋田県・宮城県・山形県・福島県

関東・甲信越

東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県・茨城県・栃木県・群馬県・山梨県・長野県・新潟県

北陸・東海

富山県・石川県・福井県・静岡県・愛知県・岐阜県・三重県

近畿・中国

大阪府・京都府・滋賀県・奈良県・和歌山県・兵庫県・岡山県・広島県・鳥取県・島根県・山口県

四国

香川県・愛媛県・徳島県・高知県

九州

福岡県・長崎県・佐賀県・大分県・熊本県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県

型式別料率クラス制度

自家用乗用車(普通・小型)の保険料体系は、車両・対人賠償・対物賠償・傷害の補償内容ごとの「型式別料率クラス制度(1～9クラス)」により細分化され、自動車の型式ごとの事故の実績を反映するものとなっています。

この料率クラスは、過去の事故の実績により損害保険料率算出機構が決定し、毎年1回見直しを行っています。お客さまご自身が事故を起こされておらず、補償内容が前年と同一の場合でも、料率クラスが上がると、保険料は前年より高くなる場合があります。

契約自動車

・契約自動車の使用目的

・契約自動車の過去1年間の年間走行距離

各種割引

割引名

適用条件

新車割引

お車の用途・車種が自家用普通乗用車または自家用小型乗用車の場合で、お車の初度登録年月(※)から保険始期日の属する年月までの期間が、25ヵ月以内のご契約に適用されます。
(※)「初度登録年月」とは、自動車検査証等に記載の初度登録年月をいいます。

セーフティ・サポートカー割引

契約自動車に衝突被害軽減ブレーキ(AEB)装置が搭載されており、そのお車の用途・車種が自家用普通乗用車もしくは自家用小型乗用車の場合で、お車の型式発売年月(※)が保険始期日の3年前の4月以降のとき、または自家用軽四輪乗用車のときに適用されます。
(※)「型式発売年月」とは、該当の型式の車両が一般に発売開始となった年月です。

ゴールド免許割引

保険始期日時点における記名被保険者の運転免許証の色が「ゴールド」の場合に適用されます。

インターネット割引

弊社ホームページ(マイページ)から新規または継続のお申込をされた場合に10,000円割引します。

証券不発行割引

保険証券を発行しない代わりに保険料を500円割引します。弊社ホームページ(マイページ)からお申込をされた場合に選択することができます。

2 保険料のお支払方法

保険料は一括払となります。お支払方法は、クレジットカード払(※1)(※2)(※3)、コンビニエンスストア払、スマートコンビニ払、ネットバンク決済(※2)(※3)および銀行振込があります。
(※1)クレジットカード会社の定めるお支払回数をお選びいただくこともできます(手数料が発生することがあります。)。この場合、保険契約を解約しても、指定した回数まではクレジットカード会社からの請求が続きます。
(※2)ご**契約者**ご本人または**同居の親族**名義のもののみご利用になれます。
(※3)お支払手続きはクレジットカードまたは口座の名義人ご本人に行っていただく必要があります。

3 保険料の不払時の取扱い

保険料は払込期限までにお支払いください。払込がない場合は、ご契約を解除させていただくことができます。また、保険期間が始まった後でも、弊社が**保険料**を領収する前に生じた事故については**保険金**をお支払いいたしません。

4 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

[水色の文字]の用語については、表紙 **用語のご説明** をご覧ください。

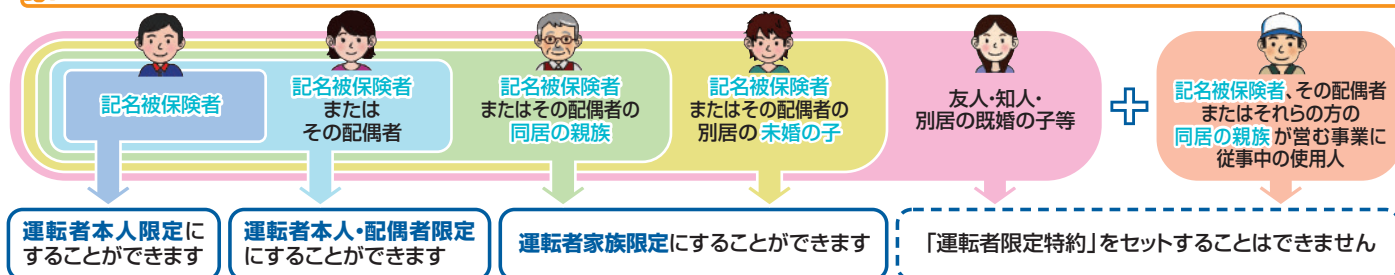
2 契約締結時におけるご注意事項

「運転される方の範囲」「年齢条件」「使用目的」チェック表

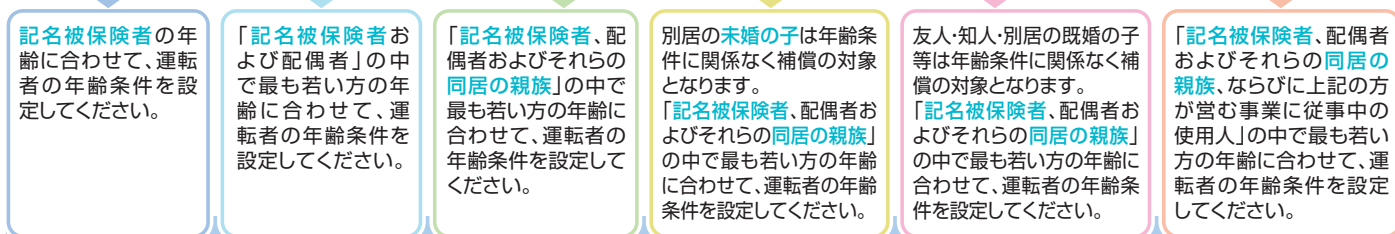
お申込みにあたって、特にご質問の多い「運転される方の範囲」と「年齢条件」および「使用目的」の設定方法について、チェック表をご案内いたします。お客さまに合った「運転される方の範囲」と「年齢条件」および「使用目的」をチェック表でご確認の上お申込みください。

運転される方の範囲・年齢条件チェック! 運転される方の範囲や年齢条件をご確認ください。

Q1 お車を運転される方をご確認いただき、最も右側の方の矢印を下にお進みください。



Q2 運転される方の中で、最も若い方の年齢をご確認ください。



次のいずれかの中からお選びください。

年齢を問わず補償

21歳以上補償

26歳以上補償

使用目的チェック! 契約自動車のご使用状況にもとづいて、ご使用目的をお選びください。

Q1 仕事(通勤を除きます)で使用されますか?

☐ はい、使います

☒ いいえ、使いません

Q2 年間(※)を通じてお仕事で使用される頻度をお選びください。

☒ A 週5日以上または月15日以上です

☐ B Aにあてはまりません

※事業のためのみに使用されるお車はお引受けできません。

Q3 通勤や通学で使用されますか?

☐ はい、使います

☒ いいえ、使いません

Q4 年間(※)を通じて通勤や通学で使用される頻度をお選びください。

☒ C 週5日以上または月15日以上です

☐ D Cにあてはまりません

業務使用

〈判断の基準〉

契約自動車を「年間(※)を通じて週5日以上または月15日以上業務(仕事)」に使用する場合をいいます。「業務」とは労働の対価を得るための行為をいいます。

〈具体例〉

- ・日常的に仕事に使っている。
- ・毎朝、子供を駅まで送るために使うが、昼間は仕事に使っている。

通勤・通学使用

〈判断の基準〉

「業務使用」に該当せず、契約自動車を「年間(※)を通じて週5日以上または月15日以上通勤・通学(もよりの駅等への送迎も含みます。)」に使用する場合をいいます。「通学」とは、幼稚園・小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・大学・高等専門学校・特別支援学校・専門学校および予備校等への登下校(送迎も含みます。)をいいます。

〈具体例〉

- ・毎日、通勤に使っている。
- ・毎日、通勤のために使っているが月に2~3日は仕事に使うことがある。
- ・親は週末のレジャーに使用しているが、子供が毎日通学に使っている。
- ・毎日子供を学校まで送り迎えをしている。

日常・レジャー使用

〈判断の基準〉

「業務使用」「通勤・通学使用」のいずれにも該当しない場合をいいます。

〈具体例〉

- ・週末遊びに行くときだけ使っている。
- ・雨の日だけ、通学のため駅まで送り迎えをしている。
- ・冬の寒い時期は通勤に使うが、それ以外は自転車やバスで通勤している。

(※)「年間」とは、保険始期日から1年間をいいます。保険期間の途中で「使用目的」を変更する場合は、その時点から1年間をいいます。

1. 告知義務(申込画面等への申告における注意事項)

ご契約者または記名被保険者(車両保険被保険者を含みます。)には、ご契約時に弊社が求めた告知事項について事実を正確にお申し出いただく義務があります。事実と異なる回答をされた場合や正しい内容への訂正にに応じていただけない場合は、ご契約が解除されたり、事故の際に保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

	主な告知事項	
記名被保険者について	①記名被保険者の生年月日 ②記名被保険者の運転免許証の色 ③記名被保険者の住所	
契約自動車について	④契約自動車の用途・車種 ⑤契約自動車の型式 ⑥契約自動車の車台番号 ⑦契約自動車の使用目的 ⑧契約自動車の過去1年間の年間走行距離 ⑨契約自動車の改造の有無 ⑩契約自動車を事業のためのみに使用しているかどうか(※1) ⑪契約自動車において有償で貨物を運搬するかどうか(※1) (※1)事業のためのみに使用されるお車、有償で貨物を運搬されるお車の場合は弊社ではご契約できません。 ・契約自動車の使用目的は、下表の区分を基準に設定してください。契約自動車の使用目的により保険料が異なります。	
	使用目的	判断の基準
	業務使用	契約自動車を年間(※2)を通じて週5日以上または月15日以上業務(仕事)に使用する場合
	通勤・通学使用	「業務使用」に該当せず、契約自動車を年間(※2)を通じて週5日以上または月15日以上通勤・通学(もよりの駅等への送迎を含みます。)に使用する場合
	日常・レジャー使用	「業務使用」「通勤・通学使用」のいずれにも該当しない場合
	(※2)使用目的における「年間」とは、保険始期日から1年間をいいます。 ・契約自動車の過去1年間の年間走行距離は、次の4区分からご選択ください。 (1)5,000km以下 (2)5,000km超 10,000km以下 (3)10,000km超 15,000km以下 (4)15,000km超 ※純新規、複数所有新規、中断再開のご契約には走行距離区分は適用されません。	
前契約・他の契約について	⑫過去1年に保険会社から解除された自動車保険契約があるかどうか ⑬過去1年に特別危険料率(※3)の適用を保険会社から通知されたことがあるかどうか ⑭今回のご契約と保険期間が重複する自動車保険契約があるかどうか ⑮過去13ヵ月以内に満期または解約・解除された契約があるかどうか ⑯前契約のノンフリート等級および事故有係数適用期間 ⑰前契約の事故件数と事故の種類(※4) (※3)弊社でお引受けした契約であるかを問わず、保険金請求に詐欺行為があった場合、または酒酔い運転、無免許運転、麻薬等運転による保険事故を複数回起こした場合に適用される保険料率です。 (※4)ご契約期間中の事故件数等によっては、今回あるいは次回のご契約のお引受けを制限させていただく場合があります。	
契約者について	⑱今回の契約自動車を含めて、ご契約者が所有・使用する自動車の総契約台数(他社契約を含み、共済契約は除く)が10台以上あるかどうか(※5) (※5)今回の契約自動車を含めて、ご契約者が所有・使用する自動車の総契約台数(他社契約を含み、共済契約は除く)が10台以上ある場合は、フリート契約者となり弊社ではご契約できません。	
告知事項以外にご申告いただく事項	・契約自動車の初度登録年月 ・オドメーターの値 ・ダンプ装置の有無(自家用小型貨物車・自家用普通貨物車の場合) ・オドメーターの確認日	

2. 保険証券について

「保険証券の不発行の合意に関する特約」を付帯した場合(証券不発行割引を適用した場合)、保険証券の発行は行いません(契約内容変更時の保険契約変更手続き完了のお知らせも発行いたしません)。

「保険証券の不発行の合意に関する特約」を付帯しない場合(証券不発行割引を適用しない場合)において、ご契約のお手続きが完了した後1ヵ月を経過しても保険証券が届かないときは、SBI損保サポートデスクまでお問い合わせください。

3. クーリングオフ(ご契約申込みの撤回)

SBI損保の自動車保険(個人総合自動車保険)は、クーリングオフの対象外となります。

4. 保険期間の途中で追加できない補償について

以下の補償・特約については保険期間の途中で追加することができませんのでご注意ください(削除することはできます)。

- ・車両保険
- ・車内外身の回り品補償特約

3 契約締結後におけるご注意事項

1. 通知義務等

ご契約後、以下の事実が発生した場合は、遅滞なく弊社へ通知していただく必要(通知義務)があります。ただちにご連絡がない場合は、ご契約を解除させていただくことや**保険金**をお支払いできないことがあります。また通知事項の内容において弊社の引受条件の範囲外となった場合には、ご契約を解除させていただきます。

通知事項	① 記名被保険者 の住所に変更があったとき	⑥ 契約自動車 を事業のためのみに使用することになったとき
	② 契約自動車 の用途・車種が変更になったとき	⑦フリート契約者に該当することになったとき(※)
	③ 契約自動車 の使用目的が変更になったとき	(※)ご 契約者 が所有・使用する自動車の総契約台数(他社契約を含み、共済契約は除く)が10台以上になったとき
	④ 契約自動車 を改造したとき	
	⑤ 契約自動車 を有償で貨物を運搬するために使用することになったとき	

また、ご契約後、以下の事実が発生した場合は、ご契約内容の変更等が必要となりますので速やかに弊社ホームページ(マイページ)にてお手続きいただくか、SBI損保サポートデスクまでご連絡ください。ただちにご連絡がない場合は、**保険金**のお支払いができないことや、ご連絡がなかったものとしての扱いになることがあります。

	契約内容の変更等が必要な場合	
お車の保険価額に関する事項	① 契約自動車 の改造や付属品等の脱着により、お車の価額が著しく上下したとき	
買い替えや廃車・譲渡等に伴う 契約自動車 の入替	②買い替えにより 契約自動車 の入替をするとき ③廃車・譲渡等により 契約自動車 の入替をするとき	
ご 契約者 ・ 記名被保険者 ・ 所有者 に関する事項	④ 契約者 の交代や住所・氏名等の変更があったとき ⑤ 記名被保険者 の交代や氏名等の変更があったとき	⑥ 所有者 の交代や住所・氏名等の変更があったとき
その他の変更	・年齢条件の変更 ・運転者範囲の変更 ・補償または特約の追加・削除 ・保険金額の増額・減額 ・車両保険の種類の変更 ・ 契約自動車 (自家用軽四輪貨物以外)にダンプ装置が付けられたとき 等 ※ご連絡いただいた日以降の適用となります。	

2. 保険料

保険料は、お車の種類・使用目的・**記名被保険者**の年齢区分・ノンフリート等級等により異なります。お客さまの**保険料**につきましては、お申込時にご確認ください。なお、お車の入替やご契約内容の変更等があった場合は、追加・返還保険料が生じることがあります。追加・返還保険料の基本的な計算方法は以下のとおりです。

- ①**保険料**が追加となる場合 追加保険料=(新条件による年間適用保険料-旧条件による年間適用保険料)×未経過期間(※)に対応する月割
②**保険料**が返還となる場合 返還保険料=(旧条件による年間適用保険料-新条件による年間適用保険料)×(1-既経過期間(※)に対応する月割)
(※)「未経過期間」とは、異動日から保険期間末日までの期間をいいます。「既経過期間」とは、保険始期日から異動日までの期間をいいます。

未経過期間・既経過期間	1ヵ月 まで	2ヵ月 まで	3ヵ月 まで	4ヵ月 まで	5ヵ月 まで	6ヵ月 まで	7ヵ月 まで	8ヵ月 まで	9ヵ月 まで	10ヵ月 まで	11ヵ月 まで	12ヵ月 まで
月 割	1/12	2/12	3/12	4/12	5/12	6/12	7/12	8/12	9/12	10/12	11/12	12/12

3. 解約返れい金

ご契約を解約する場合は、弊社ホームページ(マイページ)にてお手続きいただくか、SBI損保サポートデスクまでご連絡ください。解約返れい金の基本的な計算方法は以下のとおりです。既経過期間が11ヵ月を超える場合は、解約返れい金は発生しません。
解約返れい金=年間適用保険料×(1-既経過期間(※)に対応する短期料率)

(※)「既経過期間」とは、保険始期日から解約日までの期間をいいます。

既経過期間	7日 まで	15日 まで	1ヵ月 まで	2ヵ月 まで	3ヵ月 まで	4ヵ月 まで	5ヵ月 まで	6ヵ月 まで	7ヵ月 まで	8ヵ月 まで	9ヵ月 まで	10ヵ月 まで	11ヵ月 まで	12ヵ月 まで
短期料率	10%	15%	25%	35%	45%	55%	65%	70%	75%	80%	85%	90%	95%	100%

4. ご契約の中断制度

満期日や解約日の翌日から7日以内に継続して契約しない場合は、原則としてその契約の等級は次の契約に継承されません。ただし一定の条件を満たすときにはご契約を一旦中断し、次回新たに契約する際に中断前の契約の等級を適用できる「中断制度」を利用できます。この制度を利用するには、ご契約の解約日または満期日の翌日から13ヵ月以内に中断証明書の発行をご請求いただく必要がありますので、弊社ホームページ(マイページ)にてお手続きいただくか、SBI損保サポートデスクまでご連絡ください。

中断制度がご利用できる
主な場合

- 契約自動車**を廃車、譲渡、リース業者への返還等で手放した場合 ○**契約自動車**の車検切れ
○**契約自動車**の一時抹消登録 ○**契約自動車**の盗難 ○**記名被保険者**の海外渡航

5. 保険金請求の際に必要な書類について

被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます。)が保険金の請求を行うときは、下表の書類等のうち弊社が求めるものをご提出いただく必要があります。弊社は、保険金請求に必要な書類をご提出いただいてからその日を含めて原則として30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認を行い、保険金をお支払いします。

- ※1 ●印の書類をご提出いただけます。なお、事故の内容、損害額、傷害の程度等に応じて、下表以外の書類のご提出をお願いする場合があります。
- ※2 特約に基づいて下表の補償種類以外の補償に関する保険金の請求を行うときは、下表の書類のほか、各特約に定める書類をご提出いただけます。
- ※3 損害賠償請求権者が弊社に損害賠償を直接請求する場合は、下表の「対人賠償保険」または「対物賠償保険」に●を付した書類のうち弊社が求めるものをご提出いただけます。
「搭乗者傷害保険」、「自損事故保険」および「自転車事故補償特約」の傷害に対する保険金請求に必要な書類は、一部を除き「人身傷害補償保険」と同様です。
- ※4 「自転車事故補償特約」の賠償または「個人賠償責任危険補償特約」に対する保険金請求に必要な書類は、一部を除き「対人賠償保険」および「対物賠償保険」と同様です。
- ※5 「被害者救済費用等補償特約」に対する保険金請求に必要な書類は、一部を除き「対人賠償保険」および「対物賠償保険」と同様です。
- ※6 保険金請求権は時効(3年)がありますので、ご注意ください。

【保険種目別 保険金請求時に必要となる書類一覧表】

書類等	保険種目	対人賠償 保険	対物賠償 保険	人身傷害 補償保険	無保険車 傷害保険	車両保険
保険金請求書		●	●	●	●	●
公の機関が発行する交通事故証明書またはこれに代わるべき書類		●	●	●	●	●
所轄警察署の証明書またはこれに代わるべき書類(契約自動車盗難された場合)		—	—	—	—	●
死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額その他の死亡による損害の額を示す書類および戸籍謄本(死亡に関して支払われる保険金を請求する場合)		●	—	●	●	—
後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額その他の後遺障害による損害の額を示す書類(後遺障害に関して支払われる保険金を請求する場合)		●	—	●	●	—
診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額その他の傷害による損害の額を示す書類(傷害に関して支払われる保険金を請求する場合)		●	—	●	●	—
示談書・判決書等、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す書類および損害賠償金の支払いまたは損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類		●	●	—	—	—
被害物の価額を確認できる書類、被害物の修理等に要する費用の見積書または領収書、被害物の写真・画像データ		—	●	—	—	●
上記のほか、損害賠償請求権者が被った損害の額および損害賠償請求権者またはその代理人であることを示す書類		●	●	—	—	—
被保険者が負担した費用の額を示す書類		●	●	●	●	●
車検証(自動車検査証)等、自動車その他の物の所有者・使用者を示す書類		●	●	●	●	●
レントゲンフィルム等検査資料その他の後遺障害の内容・程度を示す書類		●	—	●	●	—
お支払いする保険金の額に関する被保険者と弊社との協議内容を示す書類		—	—	—	●	—
自動車損害賠償責任保険証明書等、自賠責保険等への加入を示す書類		●	—	—	—	—
自動車の使用にあたって、正当な権利を有する者の承諾があったことを示す書類		●	●	●	●	●
住民票、戸籍謄本等、同居等の事実または親族等の関係を示す書類		●	●	●	●	●
雇用契約、請負契約、委任契約等、ご契約者等と他者との間の契約内容を示す書類		●	●	●	●	●
保険金請求等に関する委任状、印鑑証明書、代表者事項証明書		●	●	●	●	●
事故発生の日時、場所および状況等を弊社にご通知いただく書類		●	●	●	●	●
弊社が保険金を支払うために必要な事項の確認に関わる同意書		●	●	●	●	●
被保険者が被った損害に対して支払われることが決定し、または既に支払われた保険金、給付金、損害賠償金等がある場合は、その額を示す書類		●	●	●	●	●
賠償義務者に対して行った損害賠償請求の内容を示す書類等、保険金のご請求にあたって、約款に定める内容を弊社へご通知いただく書類		—	—	●	●	—

その他ご留意いただきたいこと

1. 取扱代理店の権限

弊社の取扱代理店は保険契約の締結の媒介を行うもので、保険契約締結の代理権および告知(通知)受領権はありません。保険契約は**契約者**からのお申込みに対して弊社が承諾したときに有効に成立します。

2. 保険会社破綻時等の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合等業務または財産の状況が変化したときは、**保険金**、解約返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり金額が削減されたりする場合があります。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、経営破綻した場合の**保険金**、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻後3ヵ月以内に発生した保険事故に係る**保険金**は100%補償されます。

3. ご契約のお引受けについて

過去の事故の発生状況等によっては、弊社規定によりご契約のお引受け・ご継続をお断りすることやご契約条件を制限させていただくことがあります。

4. 保険契約の解除等について

- (1) 次の場合、弊社は保険契約を解除することがあります。
- ① ご**契約者**等が保険金詐欺を目的とする事故を起こした場合やそれに準じる行為を行った場合
 - ② ご**契約者**等が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
 - ③ 告知事項の訂正や通知事項による契約内容変更に伴って追加保険料が発生したときに、その追加保険料のお支払いがなかった場合
 - ④ 「**3 契約締結後におけるご注意事項 1.通知義務等**」の「買い替えや廃車・譲渡等に伴う**契約自動車**の入替」において、弊社の定める条件を満たさなかった場合
- (2) **保険金**の不法取得を目的としてご契約をした場合、その保険契約は無効となります。
- (3) ご**契約者**または**被保険者**の詐欺、強迫によりご契約をした場合、弊社はその保険契約を取り消すことがあります。

5. 個人情報の取扱いについて

1. 弊社は、お電話またはインターネットを通じてご申告いただいた内容につきましては、申込書に代わるものとして録音・記録・保存を行っています。
2. 弊社は、お客さまからご提供いただいた個人情報を、次に掲げる目的および3.(3)(4)に必要な範囲を超えて利用しません。
- (1) 保険契約の申込みに係る引受けの審査、引受けおよび履行
 - (2) 万一保険事故が発生した場合の円滑かつ適切な**保険金**のお支払い

- (3) 弊社が有する債権の回収
 - (4) 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求
 - (5) 保険契約に付帯されるサービスの提供
 - (6) 保険契約の維持・管理
 - (7) 保険制度の健全な運営
 - (8) 弊社が取り扱う保険商品・サービスに関する情報のご案内
 - (9) 各種イベント・キャンペーン・セミナーのご案内、各種情報の提供
 - (10) 弊社または弊社代理店が提供する商品・サービス等に関するアンケートの実施
 - (11) 市場調査および保険商品・金融商品・サービスの開発・研究
 - (12) 次のサイトに記載されているSBIグループ企業(以下「SBIグループ企業」といいます。)および弊社提携先企業の商品・サービスに関する情報のご案内
<http://www.sbigroup.co.jp/company/group/overview.html>
 - (13) 問い合わせ・依頼等への対応
3. 弊社は次の場合を除いて、ご本人の同意なく第三者に個人データを提供しません。
- (1) 法令に基づく場合
 - (2) 弊社の業務遂行上必要な範囲内で、保険代理店を含む委託先に提供する場合
 - (3) SBIグループ企業との間で共同利用を行う場合
 - (4) 損害保険会社等の間で共同利用を行う場合
4. 弊社は、保健医療等の特別な個人情報(センシティブ情報)を、法令に基づく場合等を除くほか、取得、利用または第三者へ提供しません。

詳しくは、弊社ホームページ(<http://www.sbisonpo.co.jp>)の「個人情報保護方針」をご覧ください。

指定紛争解決機関

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

ナビダイヤル

0570-022808

受付時間 平日9:15~17:00

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<http://www.sonpo.or.jp/>)